人事院事務総局職員福祉局長

「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」の一部改正について(通知)

「セクシュアル・ハラスメントの防止等について(平成26年7月1日職職— 223)」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年6月1日以降は、これ によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」 という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後 改 正 前 1 セクハラを行う職員(以下「行 1 セクハラを行う職員(以下「加 害者」という。)は、上司など被 為者」という。)は、上司など被 害者より地位が上の者が特に多い 害者より地位が上の者が特に多い ことから、新たに監督者となった ことから、新たに監督者となった 職員に対する研修の実施を徹底し 職員に対する研修の実施を徹底し

- 、その内容の充実を図るとともに 、監督者を対象とする研修等の機 会に、セクハラの防止等に関する 意識を啓発し、監督者としての役 割を再認識させるようにするこ と。また、苦情相談した際の上司 等の対応に被害者が不満を持つこ とも少なくないので、被害者から 相談を受けた場合の監督者の対応 の在り方についても理解を深めさ せるようにすること。
- 4 セクハラを受けた際の苦情相談 の体制については、相談体制の周 知不足や相談員を通じて上司や同 僚に知られたくない又は相談員の 対応に不安がある等により実際に 相談する者が少なく、被害者から 信頼され、十分に活用されてから とは言い難い状況にあることの お行い、被害者から信頼され、 を行い、被害者から信頼され、 制の を行い、 ですい体制に の整備を図る こと。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 相談員に対し、規則第9条第

- 、その内容の充実を図るとともに 、監督者を対象とする研修等の機 会に、セクハラの防止等に関する 意識を啓発し、監督者としての役 割を再認識させるようにするこ と。また、苦情相談した際の上司 等の対応に被害者が不満を持つこ とも少なくないので、被害者から 相談を受けた場合の監督者の対応 の在り方についても理解を深めさ せるようにすること。
- 4 セクハラを受けた際の苦情相談 の体制については、相談体制の周知不足や相談員を通じて上司や同僚に知られたくない又は相談員の対応に不安がある等により実際に相談する者が少なく、被害者から信頼され、十分に活用されてといるとは言い難い状況にあることからに、被害者にとって相談しやすい体制のを行い、被害者にとって相談しやすい体制の確立に向けて、一層の整備を図ること。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 相談員に対し、規則第8条第

1項の指針(運用通知別紙第2 「セクシュアル・ハラスメント に関する苦情相談に対応するに 当たり留意すべき事項について の指針」)を十分に認識した上 で、責任をもって相談に対応す るよう指導を徹底するとともに 、苦情相談に関する知識、技能 等を向上させるため、相談員に 対する研修等を実施し、又は相 談員を人事院の研修等に積極的 に参加させること。

 $(4)\sim(7)$ (略)

6 セクハラに関する処分については、外部に知られないように職場内で処理しようとすること等から、甘くなっているのではないか発等を招いているのではないからの指摘もあることから、<u>行為者等</u>に対しては、「懲戒処分の指針について」(平成12年3月31日職職ー68)を踏まえて厳元な処分を行うとともに、「懲戒処分の公表指針について」(平成15年11月10日総参-786)を踏ま

2項の指針(運用通知別紙2「 セクシュアル・ハラスメントに 関する苦情相談に対応するに当 たり留意すべき事項についての 指針」)を十分に認識した上で 、責任をもって相談に対応する よう指導を徹底するとともに、 苦情相談に関する知識、技能等 を向上させるため、相談員を人 事院の研修等に積極的に参加さ せること。

 $(4)\sim(7)$ (略)

6 セクハラに関する処分については、外部に知られないように職場内で処理しようとすること等から、甘くなっているのではないか再発等を招いているのではないかとの指摘もあることから、加害者等に対しては、「懲戒処分の指針について」(平成12年3月31日職職-68)を踏まえて厳戒処分を行うとともに、「懲戒処分の公表指針について」(平成15年11月10日総参-786)を踏ま

- えて適正な公表を行うよう留意す ること。
- 7 セクハラの対応は厳正かつ適正 に行われるべきものであることから、セクハラ防止、被害者の救済、行為者等の処分等に当たって対 必要に応じて人事院と相談して対応すること。悪質なセクハラは特に公務全体の信用失墜につながるおそれがあり、当該セクハラが起きた所省と人事院とが協力して対応する必要があることが協力してもいては、事前に人事院と相談するようにすること。
- えて適正な公表を行うよう留意す ること。
- 7 セクハラの対応は厳正かつ適正 に行われるべきものであることから、セクハラ防止、被害者の教済、加害者等の処分等に当たっては 必要に応じて人事院と相談して対応すること。悪質なセクハラは特に公務全体の信用失墜につながるおそれがあり、当該セクハラが起きた所省と人事院とが協力して対応する必要があることから、その対応については、事前に人事院と相談するようにすること。

以 上